

○役員及び評議員の報酬等に関する規則

(1990年2月20日 制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)及び評議員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

第2章 役員及び評議員の報酬

(役員報酬月額)

第2条 常勤役員の報酬月額は、それぞれ次のとおりとし、基本給のみとする。

理事長 60万円

常任理事 31万円

監事 17万円

2 前項において理事長、常任理事が本法人の専任職員の身分にある場合は、それぞれ次のとおりとする。

理事長 16万円

常任理事 12万円(但し、学長の場合は16万円)

3 非常勤役員の報酬月額は、それぞれ次のとおりとする。

常任理事 15万円

理事 5万円

理事(本法人の専任職員) 2万円

監事 6万円

4 役員が本法人の専任職員の身分にあり、給与規則第12条に規定する職務手当が支給される場合は、その者の役員報酬月額は第2項に定められた額から職務手当を差し引いた額とする。なお、第3項についてはこれを適用しない。

(役員報酬期末手当)

第3条 常勤役員には、次の期末手当を支給する。但し専任職員の身分にある役員については支給しない。

理事長、常勤の常任理事・監事 職員に準ずる

(報酬の算定)

第 4 条 役員報酬は、その職に就任した月から退任した月まで支給する。ただし、月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬は、報酬月額を暦日数で除した日割り計算による。

(評議員報酬)

第 5 条 評議員報酬は、評議員会出席 1 回当たり 1 万 5,000 円（ただし、本法人の専任職員の身分にある者は、3,000 円）とする。

2 評議員期末手当は支給しない。

(支給方法等)

第 6 条 役員の役員報酬(月額及び期末手当)及び評議員報酬の支給方法、支給日は職員に準ずる。ただし、評議員報酬の支給は、評議員会開催の翌月とする。

第 3 章 退任慰労金

(退任慰労金の支給)

第 7 条 役員の退任慰労金は、役員が退任したときその者に支給する。但し、死亡による退任の場合は、その遺族に支給する。遺族の範囲及び順位は、「専任職員退職金規則」第 6 条の定めるところによる。

2 前項の退任慰労金は、専任職員の身分にある役員については、支給しない。

3 評議員には、退任慰労金を支給しない。

4 退任慰労金は、退職(死亡)後 1 ヶ月以内に支給する。

(支給基準)

第 8 条 役員の退任慰労金の額は、退任の日における役員報酬月額(非常勤の理事・監事については、2.5 ヶ月分)に在任期間と、次の在任期間に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、在任期間中に第 2 条で定める役員種別が変更になった場合は、それぞれの役員報酬月額に基づき計算した額の合計額とする。

在任期間 1 年以上 6 年以下の場合は 100 分の 110

〃 7 〃 12 〃 100 分の 120

〃 13 〃 18 〃 100 分の 130

〃 19 〃 24 〃 100 分の 140

〃 25 年以上の場合は 100 分の 150

(退任慰労金の最高限度額)

第 9 条 前条の規定により計算した退任慰労金の額が、役員の退任の日における報酬月額に 45 を乗じて得た額を超えるときは、前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退任慰労金とする。

(退任慰労金の加給)

第 10 条 特別の事由がある役員については、理事会の議を経て第 6 条の退任慰労金に加給して支給することができる。

(在任期間の計算)

第 11 条 在任期間の計算は、就任から退任までの年数とし、在任 1 年未満の端数月は、1 年として計算する。

第 4 章 旅費

(旅費の支給)

第 12 条 役員が出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。

(旅費の種類及び旅費の額)

第 13 条 旅費の種類及び旅費の額は、「出張旅費規程」の定めるところによる。

(交通費)

第 14 条 常勤役員(専任職員の身分にある者を除く。)には、通勤手当支給規程により交通費を支給する。ただし、大学公用車を使用する場合はこれを支給しない。

2 非常勤役員(専任職員の身分にある者を除く。)が理事会等に出席した場合、自宅から大学間の交通費は、出席 1 回当たり近郊区分は 4,000 円、遠方区分は 8,000 円を支給する。

3 評議員(専任職員の身分にある者を除く。)が評議員会等に出席した場合、出席回数に応じ、公共交通機関により最も経済的かつ合理的な経路で算出した自宅からの交通費を翌月に支給する。

4 前各項の支給方法は、報酬の支給に準ずる。

(国外出張)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、国外出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、理事会において定める。

(公表)

第 16 条 本法人は、この規則をもって、私立学校法第 151 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(所管)

第 17 条 この規則の所管は、総務課とする。

(改廃)

第 18 条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会で行う。

附則 1 この規則は、1990 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 この規則は、1991 年 4 月 1 日改正

附則 3 この規則は、1998 年 3 月 17 日改正、1998 年 4 月 1 日から施行する。

附則 4 この規則は、2000 年 3 月 14 日改正、2000 年 4 月 1 日から施行する。

附則 5 この規則は、2004 年 3 月 1 日改正、2004 年 4 月 1 日から施行する。

附則 6 この規則は、2006 年 2 月 21 日改正、2006 年 4 月 1 日から施行する。

附則 7 この規則は、2007 年 7 月 23 日改正、2007 年 7 月 23 日から施行する。

附則 8 この規則は、2009 年 7 月 21 日改正、2009 年 8 月 3 日から施行する。

附則 9 この規則は、2013 年 4 月 16 日改正、2013 年 4 月 1 日から遡及施行する。

附則 10 この規則は、2018 年 12 月 18 日改正、2019 年 1 月 1 日から施行する。

附則 11 この規則は 2019 年 2 月 26 日改正、2019 年 2 月 26 日から施行する。

附則 12 この規則は 2020 年 12 月 8 日改正、2020 年 12 月 8 日から施行し、2020 年 12 月 1 日から適用する。

附則 13 この規則は 2025 年 3 月 11 日改正、2025 年 4 月 1 日から施行する。